

い証言ができます。でも、死んでしまつた娘はもう話すことができません。どうしてもっと公平に調査してもらえたのです。しかも加害者はお酒を飲んで運転していたというのに

川本さん夫妻は、これ以上自算会に再審査請求を行っても無駄だと判断し、訴訟を起こすことを決意した。何度も繰り返しても、それをチェックするのと同じ自算会だからだ。自算会に、和美さんの事故の話を聞くと――。

「個別事案については、おのおののケースも異なりますし、また本件は係争中ですので、コメントは差し控えさせていただきます。ただ、調査結果について納得いただけない場合には、その旨を記していただければ、何度でも調査いたします。どうしても納得いただけない場合には、民事上の最終的な問題解決の手段として裁判の中で主張していくべきことになります」（広報課）

しかし、裁判には時間と費用と精神的な苦痛が伴う。多くの被害者や遺族が、不服を抱きながらそれに踏み切れないでいるのが現実だ。『損害保険研究』（成文堂）など多くの著書があり、自賠責保険研究の第一人者といわれる早稲田大学商学部の鈴木辰紀教授は、自賠法と自賠責保険の意義についてこう評価する。

「自賠法は、自動車の運転者の責任強化と、強制保険制度の採用という二本柱で、交通事故被害者の経済的救済を達成しました。先進国の中では日本が極めて無過失責任に近い形をとったといえるでしょう。このような画期的な制度を生んだ背景としては、自動車という危険物を社会に走らせて、そこから利益を得ている以上、運転者は従来の一般的民事責任よりも重い責任を負わざれても仕方がない、いやむしろ負わざれて当然だとの考え方に基づいています。つまり、車で事故を起こした限りは、ほぼ例外なく賠償義務を負わされることになったわけです」

死亡事故の無責は 負傷事故の10倍!!

こうした考え方から見ると、鈴木教授は、自算会の出す「無責」の判断には、やはり問題があると語るのだ。

「有責、無責の判断にあたっては、傷害とか死亡とかの区別はしていません」としかコメントしなかった。

「交通事故賠償」（中公新書）などの著作もあり、多くの交通事故訴訟を手がけてきた東京の加茂隆康弁護士は、この結果について厳しく指摘する。

「自算会には被害者救済に対する配慮による」と、九五年度、「無責」の判

故は六六六〇件、死亡事故は七四一件である。これを九五年の交通事故負傷者九一万二六七七人と死者二万六七九人から計算し、「無責」となる割合をそれぞれ出してみた。

もちろん、単独で起こす自損事故も多いし、すべての被害者が自賠責の請求を行うわけでもない。請求時期も年がずれる場合があり、正確を期したところは、それでもおおよその傾向はうかがえる。すると驚くべきことがわかった。九五年でいえば、無責率は負傷事故で〇・七二%に対し、死亡事故では六・九%。実に百人のうち七人に保険金がまったく支払われていなければ、その割合は負傷事故の約十倍に達するのである。そして、この傾向はどの年にもいえるのだ。

この差はいったい何を意味するのだろうか。自算会広報課は、この件に関して、

40歳からのサイエンス健康プラン

毛髪分析は毛の毛に含まれている（ミネラル）の量を測定して身体の栄養状態や、健康状態を明らかにする方法。
肥満、骨粗鬆症、糖尿病、高血圧などの成人病の多くはカロリー過多の食生活から来る新型の栄養失調が原因なのです。
問い合わせ・資料請求は、

日本予防医学センター研究所
〒101 千代田区外神田5-2-5 ☎03(3832)0531
■0120-0531-99

（つづく）